

平成 22 年 8 月 19 日

資料 1 決算参考資料の説明

平成 21 年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要

本年度の医療費の動向につきましては、一般被保険者及び退職被保険者等を合わせた療養給付費は大幅に増加しております。

直接的には入院による療養給付費の増によるものですが、医療技術の高度化の影響並びに受診率の上昇が医療費の伸びに反映されているものと分析しております。

また、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、平成 20 年度から保険者に特定健診・特定保健指導が義務づけられており、本年度は、特定健診では 1,241 名の被保険者が健診を受診され、そのうち 147 名の特定保健指導を実施しております。前年度と比較し、100 名ほど受診者は増えていますが、対象者である 40 歳以上 75 歳未満の被保険者数も増加しており、受診率は 21.8% と前年度と比較し 0.1% の増にとどまっています。

本年度の収支は、前年度と比較し、前年度純繰越金が約 4,780 万円の増、前期高齢者交付金が約 1 億 7,160 万円の増などにより歳入全体で約 8,620 万円の増となっている反面、保険給付費は約 5,980 万円増加しているものの老人保健拠出金が約 7,580 万円の減、後期高齢者支援金が約 4,090 万円の減などにより歳出全体で約 7,200 万円の減となっており、収支差引額は 2 億 6,018 万 5,283 円となり、この額を翌年度に繰越いたします。

また、本年度において財政調整基金から生じた利子 82,886 円と任意積立 2,243 万 2,000 円を基金に積立て、当年度末の国保財政調整基金残高は 3,997 万 4,239 円となっています。

1 ページの A 表は、国民健康保険の加入状況について、世帯数・被保険者数などを年度別に示したものであります。

平成 21 年度末の世帯数は 4,428 世帯、被保険者数は 8,184 人で、前年度と比較し、国保加入率は、世帯数、被保険者数とも微減となっています。

また、平成 21 年度末の退職の被保険者数が 724 人と前年度と比較し微減しておりますが、これは平成 20 年度の「退職者医療制度」の改正によるものであり、今後とも退職の被保険者数は減少し、一般の被保険者数に移行していくこととなります。

2ページ、3ページのB表は、国民健康保険事業の收支状況であります。

収入総額は前年度より約8,620万円増加しておりますが、支出総額は前年度より約7,200万円減少しております。

2ページの収入から説明いたします。

一般被保険者と退職被保険者等を合わせた世帯数、被保険者数は微増減であるため、国民健康保険税の合計額は、ほぼ同額となっております。

国庫支出金は約8億321万円で、前年度と比較し約7,160万円の増となっていきます。そのうち療養給付費等負担金、普通調整交付金については「退職者医療制度」の改正による一般被保険者の増により対象医療費も増えているため、増となっております。特別調整交付金については、退職者医療制度の廃止に伴う財政影響が多大である市町に対しその影響額の1/2を交付されることになり、約4千万円の交付があったことによる増であります。

療養給付費等交付金は退職被保険者等の療養給付費等に係るもので、「退職者医療制度」の改正による退職被保険者の減少に伴い、交付額は約2億1,750万円で、前年度より約6,200万円減少しております。

前期高齢者交付金は65歳から74歳の前期高齢者の医療費の財源調整のための制度であり、保険者間の医療費に係る負担の不均衡を調整するものであります。当年度は約5億5,440万円で、前年度より約1億7,160万円増加しております。概算の前期高齢者給付費見込み額が前年度より約1億5,700万円増加したためであります。

県支出金は約1億3,640万円で、前年度より約760万円増加しております。

国庫支出金と同様、一般被保険者に係る保険給付費の増により普通調整交付金は約450万円増加しております。

共同事業交付金は約3億7,670万円で、前年度より約6,660万円増加しております。

レセプト1件当たり交付基準額80万円を超える高額医療を対象として高額医療費共同事業が、レセプト1件当たりの交付基準額30万円を超える医療を対象として保険財政共同安定化事業が実施主体である国保連合会から交付されるものであります。

繰入金は約1億6,030万円で、前年度より約2億590万円減少しております。平成20年度は後期高齢者医療制度の施行などに伴い、財政収支が非常に不安

定であったこともあり、その他一般会計繰入金いわゆる緊急避難の赤字補填として2億1,000万円の財政支援を受けましたが、本年度は安定した財政運営となっており、その他一般会計繰入金は行わず、法定繰入分のみの繰入金としています。

収入総額の増加の主な要因は、前年度と比較し、前年度純繰越金が約4,780万円の増、前期高齢者交付金が約1億7,160万円の増によるものであります。

続いて、3ページの支出について説明いたします。

総務費は国保事業の運営に係る人件費並びに物件費で、前年度より約1,070万円減少しております。減少の要因は、前年度に実施した高齢受給者に対する医療費の自己負担割合を2割から1割に凍結するシステム改修等の終了によるものであります。

保険給付費は約20億800万円で、前年度より約6千万円増加しております。増加の要因は、一般は入院の1件当たり及び1人当たりの費用額が、退職は1人当たりの費用額が大幅に増加しており、心臓バイパス手術等高度医療化により増加したことによるものと考えております。

後期高齢者支援金等につきましては、75歳以上の後期高齢者医療についての制度であり、後期高齢者に係る費用を保険者間で公平に負担しようとするもので、当年度、約3億5,400万円支出しております。

前期高齢者納付金等につきましても後期高齢者支援金等と同様に、65歳から74歳の前期高齢者についての制度であり、退職者が国保に大量に加入し、保険者間で医療費の負担に不均衡が生じていることからこれを調整するもので、当年度、約100万円支出しております。

老人保健医療費拠出金は約840万円で、制度廃止に伴い前年度より約7,570万円減少しております。この拠出金は平成22年度で前々年度の精算還付により終了となる予定であります。

介護納付金は約1億2,380万円で、前年度より約1,560万円減少しております。第2号被保険者1人当たりの負担額は増加しておりますが、第2号被保険者の減少と前々年度の精算分の差し引きにより減少しております。

共同事業拠出金は約 2 億 8,820 万円で、その内容は、高額医療費共同事業として約 3,830 万円、保険財政共同安定化事業として約 2 億 5,000 万円をそれぞれ拠出しており、前年度より約 1,140 万円増加しております。高額医療費共同事業の対象医療費はレセプト 1 件 80 万円を超えるものが対象で、拠出金の額は前年度とほぼ同額であります。保険財政共同安定化事業の対象医療費はレセプト 1 件当たり 30 万円を超えるものが対象で、拠出金の額は前年度より約 1,130 万円増加しております。

歳入歳出収支差引額は約 2 億 6,000 万円で、平成 22 年度に繰り越しいたします。

4 ページは、老人保健医療費拠出金の変遷であります。

平成 21 年度は前々年度の精算による不足額④の 8,201,480 円と調整金額⑤ 194,342 円を加えた 8,395,822 円を支出しておりますが、制度廃止に伴い、平成 22 年度に 8,994,006 円が精算還付され終了となります。

5 ページは、介護給付費納付金の変遷であります。

平成 21 年度の介護給付費納付金は概算額①の 145,713,400 円から前々年度の精算額④ 21,741,523 円と調整金額⑤ 134,568 円を差し引いた 123,837,309 円を支出しております。

6 ページは、後期高齢者支援金及び前期高齢者納付金の変遷であります。

これらは、平成 20 年度より新たに制度創設されたものであり、いずれも保険者間で公平に負担しようとするものです。

本年度は、いずれも概算給付費納付金額であり、老人保健医療費拠出金、介護給付費納付金と同様、2 年後に精算されるものです。

7 ページ C 表は、一般被保険者に係る保険給付状況の内訳であります。

療養の給付等・療養費・高額療養費は、件数・費用額・保険者負担分とも増加しております。

8 ページは、一般被保険者に係る療養の給付等の内訳であります。

訪問看護を除く入院、入院外、歯科、調剤、食事療養の全てにおいて、件数・日数・費用額とも前年度と増加となっております。費用額全体では、前年度より約 1 億 5 千万円増加しております。

9 ページF表は、退職被保険者等に係る保険給付状況の内訳であります。

平成20年度制度改正による退職被保険者等の減少に伴い、療養の給付等、療養費、高額療養費とも、件数・費用額・保険者負担分はそれぞれ大幅に減少しております。

10 ページは、退職被保険者等の療養の給付等の内訳であります。

退職被保険者等の減少に伴い、入院・入院外など、すべてにおいて大幅に減少しております。

11 ページは、一般被保険者に係る月別の保険給付状況であります。7 ページC表の療養の給付等、療養費、高額療養費を対前年と比較し、月別に表示して、月々の動向が分かるようにしております。

12 ページは、退職被保険者等に係る月別の保険給付状況であります。9 ページF表の療養の給付等、療養費、高額療養費を対前年と比較し、月別に表示して、月々の動向が分かるようにしております。

13 ページは、一般被保険者及び退職被保険者等に係る医療分・後期高齢者支援分及び介護分を合せた保険税の収納額、収納率を表示しております。

一般分と退職分を合せた医療分・後期高齢者支援分と介護分全体の保険税収納率は74.5%で、前年度より1.6%下がっております。

一般分では、現年分は89.5%、滞納繰越分は18.5%と一般分で前年度より若干下がっております。

退職分では、現年分、滞納繰越分とも大きく下がっております。

短期被保険者証の交付等による滞納整理及び個別徴収強化と被保険者の納税意識の高揚に努めましたが、昨今の不況の影響もあり収納率は前年度より低下しております。

14 ページは、一般被保険者及び退職被保険者等に係る医療分の保険税の収納額、収納率を表示しております。

15 ページは、一般被保険者及び退職被保険者等に係る後期高齢者支援分の保険税の収納額、収納率を表示しております。

16 ページは、一般被保険者及び退職被保険者等に係る介護分の保険税の収納額、収納率を表示しております。

17 ページは、保険・医療給付状況について、1 件当たりの費用額、1 人当たりの費用額、1 件当たりの日数をそれぞれ表示しております。

1 件当たりの費用額は、一般分の入院と高額療養費が大幅に伸びておりますが、それ以外は微減となっています。一般分の入院以外は1 件当たりの費用額が減となっているにも関わらず入院外、歯科について費用額は増えておりますので、受診率が伸びていることを表しています。

1 人当たりの費用額についても、一般分の入院と高額療養費が伸びております。それ以外は前年度と同程度か微減となっています。

1 件当たりの日数は、前年度と同程度となっています。

平成 21 年度の兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、歳入総額 31 億 3,646 万 7,092 円に対し、歳出総額は 28 億 7,628 万 1,809 円で、歳入歳出差引額 2 億 6,018 万 5,283 円を翌年度に繰越しいたします。

現在、国において平成 25 年 4 月を目処に高齢者のための新たな医療制度について検討されており、その動向を注視するとともに、今後、ますます医療費の増大が予想される中で、国民健康保険事業が将来にわたり安定的に運営できるよう、医療費水準に見合う保険税の適正な賦課並びに保険税の収納率向上に努め、保健事業を関係部署と連携しながら取組んでいきます。

以上で、平成 21 年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要についての説明を終ります。